

基準 4-7

4-7 栄養教諭の教職課程の場合

- (1) 栄養に係る教育に関する科目に開設する授業科目は、施行規則第10条表備考第1号に規定する事項（栄養教諭の役割及び職務内容に関する事項など）が含まなければならない。

免許法施行規則第10条表備考第1号に次のとおり規定されています。

栄養に係る教育に関する科目の単位の修得方法は、栄養教諭の役割及び職務内容に関する事項、幼児、児童及び生徒の栄養に係る課題に関する事項、食生活に関する歴史的及び文化的事項並びに食に関する指導の方法に関する事項を含む科目について、専修免許状又は一種免許状の授与を受ける場合にあつては4単位以上を、二種免許状の授与を受ける場合にあつては2単位以上を修得するものとする。

含むべき事項は「栄養教諭の役割及び職務内容に関する事項」「幼児、児童及び生徒の栄養に係る課題に関する事項」「食生活に関する歴史的及び文化的事項並びに食に関する指導の方法に関する事項」の3つあり、設置しようとする免許種に応じて4単位、2単位必要ということです。

- (2) 「教育の基礎的理解に関する科目等」に開設する授業科目は、施行規則第10条表に規定する科目（教育の基礎的理解に関する科目など）ごとに開設されなければならない。なお、道徳、総合的な学習の時間等の内容及び生徒指導、教育相談等に関する科目に「教育課程の意義及び編成の方法」を含む場合にあつては、教育の基礎的理解に関する科目に「教育課程の意義及び編成の方法」を含むことを要しない。

◆再課程認定質問回答集 (No.81)

Q 教育の基礎的理解に関する科目「教育課程の意義及び編成の方法（カリキュラム・マネジメントを含む。）」と、道徳、総合的な学習の時間等の指導法及び生徒指導、教育相談等に関する科目「教育の方法及び技術（情報機器及び教材の活用を含む。）」をまとめて一つの科目として開設してよいか。

A 一つの科目として開設できる。ただし、その場合には「道徳、総合的な学習の時間及び特別活動の指導法」の区分に「教育課程の意義及び編成」を含める形で開設することが必要。（施行規則上、「教育の方法及び技術」を「教育の基礎的理解に関する科目」として開設することはできないため。）

※本質問は養護教諭・栄養教諭を念頭においたものではないため「道徳、総合的な学習の時間等の指導法」という記載ですが、養護教諭・栄養教諭の場合は「道徳、総合的な学習の時間

等の内容」となります。

(3) 栄養教諭の「教育の基礎的理解に関する科目等」に配置する必要教職専任教員数は、
4-6 (3) ii) に定めるとおりとする。

「教育の基礎的理解に関する科目等」の教職専任教員数については中高と同じ基準です。